

令和7年4月11日

住民の皆さまへ

社会福祉法人 福井市社会福祉協議会
会 長 野 坂 鐵 郎
(公印省略)

令和7年度福井市社会福祉協議会一般会員加入及び会費について
のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本会事業の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられています。

本会では、地域福祉を推進する民間団体として、市内49の地区社会福祉協議会等の協力を得ながら、自治会型デイホーム事業、食事サービス事業、高齢者等の見守り活動、ボランティア活動の推進等、住民参加による福祉のまちづくり事業に取り組んでおります。

また、第4次地域福祉活動計画の年次計画に基づき、住民の主体的な参加と福井市との協働による地域福祉の更なる向上を図ってまいります。

これらの事業は、住民の皆さまからの会費や寄付金、共同募金、行政からの補助金・委託金等で賄われておりますが、特に住民の皆さまからの会員会費につきましては、貴重な財源となっております。

つきましては、会員会費の趣旨をご理解いただき、会員加入、会費納入にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------|------------------------------|
| 1 会費額 | 1 世帯年額 500円 |
| 2 募集期間 | 7月末日頃までにお納めくださいますようお願いいたします。 |
| 3 納入方法 | 自治会長様までお持ちください。 |

【お問い合わせ先】

福井市社会福祉協議会

総務企画課 担当 古池

〒910-0018 福井市田原1丁目13番6号

(フェニックス・プラザ1階)

電話(0776)26-1853 FAX(0776)26-9109

福祉のまちづくりのために

令和7年度 福井市社会福祉協議会

一般会員加入のお願い



社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」と位置付けられています。福井市社会福祉協議会（市社協）では公民館区ごとに結成された49地区社協や地域の方々とともに「力を合わせて、地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、活動に取り組んでいます。

皆さまからご協力いただく会費が地域福祉活動の貴重な財源となっています。本年度もご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

市社協の主な活動

地区社協や地域の方々と一緒に進める事業

- ・食事サービス（配食・会食）（ボランティアによる安否確認や食を通じたふれあい・交流）
- ・見守り・支え合い活動（近隣住民による見守り体制づくり）
- ・地域福祉活動の企画や情報提供
- ・福祉委員の設置
- ・自治会型デイホーム（地域での出会いや交流の場・健康づくり）

地域の方々の暮らしを支援する事業

- ・ボランティアセンターの運営（普及・啓発、講座の開催等）
- ・学校等での福祉教育の推進
- ・災害への対応と地域福祉の連携
- ・児童館事業・放課後児童クラブ事業・子育て支援事業（子育てひろば）
- ・権利擁護事業（日常生活自立支援事業、法人後見事業、ふくい嶺北成年後見センター事業）
- ・生活福祉資金貸付事業



地域の見守りや支え合いの推進には住民の皆さまのお力が必要！

一般会員とは

住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるまちづくりを推進する社協の活動をご理解いただき、会員という形で参加、協力いただける世帯のことをいいます。

加入方法 会費額は

5月から8月にかけて、各自治会を通じて、世帯単位で募集しています。

一世帯 年額500円



令和6年度 一般会員会費総額
34,303,402 円

一般会費の主な使いみちは、裏面に掲載しています。



社会福祉法 人 **福井市社会福祉協議会**

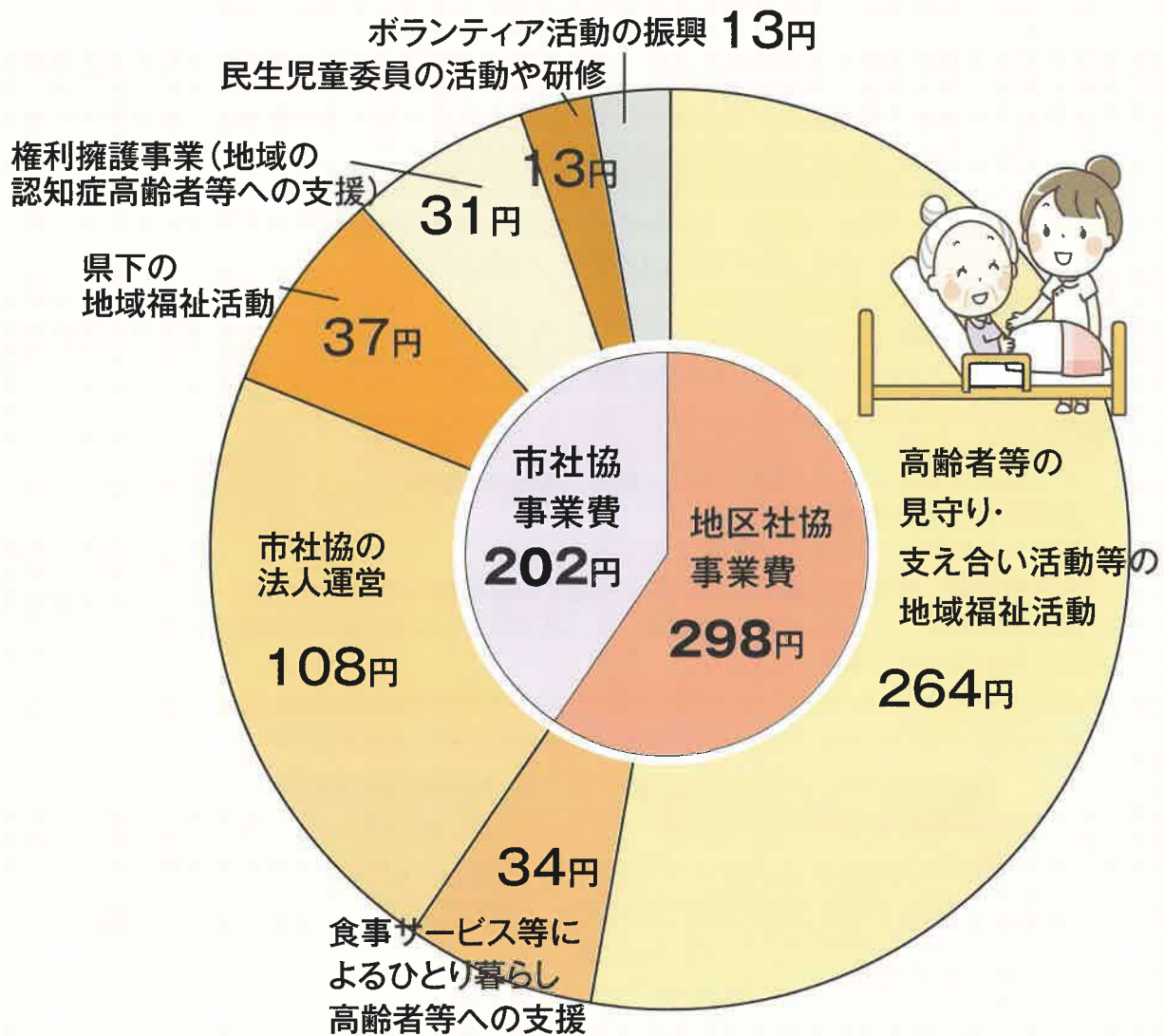
〒910-0018 福井市田原1丁目13番6号（フェニックス・プラザ1階）
電話 (0776) 26-1853 FAX (0776) 26-9109
電子メール info@fukuic-shakyo.jp

皆さまからいただく会費は
以下の事業に活用させていただきます。



(令和7年度)

一般会員会費の使いみち



誰もが安心して暮らせる
まちづくりのために、
皆さまのご理解とご協力を
よろしくお願い申し上げます。